

## 私学事業団総合運動場の取得について…

325億6,300万円で東新小岩一丁目の私学事業団総合運動場を取得する議案が提案され、賛成多数で可決しました。将来、サッカースタジアムの整備を前提にしており、整備するまでは区の公園用地として利用します。スタジアム整備によりスポーツ振興、地域経済の活性化、災害時での活用が期待できるとしています。

議会や地域住民との説明がない中での私学事業団との協定締結に至った経緯については、丁寧な説明や合意形成を積み重ねていくべきであったと考えます。また、税金の使い方として、公共・福祉サービスへの労働条件向上や保険制度の水準維持・引き上げ・負担減等、優先するべきものがあるのではないのでしょうか。

## パレスチナ自治区ガザ地区における平和構築を求める意見書

葛飾区議会は、昨年から続く、イスラエルとパレスチナ自治区ガザ地区での武力行使と虐殺行為に対し日本政府が平和構築をする役割を果たすよう意見書を国に提出しました。ハマス等武装勢力に対し、文民への攻撃や誘拐を非難し、人質の解放を求めるとともに、イスラエルに対し、安保理決議の履行と、国際司法裁判所の命令を遵守し、多くの民間人が犠牲になる軍事作戦の停止を求め、人道的支援への効果的措置を講ずること、停戦及び人道支援の速やかな実施に向けて、国際社会やG7での議論や動きをリードすること等を求めています。

武力では平和はつくれません。

区政のこと、暮らしの中での様々なこと、お話しませんか。

6月30日(日)14:00~16:00

7月13日(土)14:00~16:00

場所 みずま雪絵事務所

葛飾区白鳥3-26-13 中村荘101号

区政/生活/労働 etc お気軽にご相談下さい。

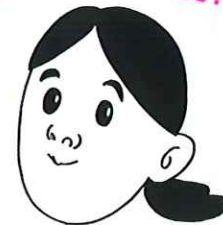
ご意見・ご質問等、みずま事務所 TEL・FAX・メールでお待ちしています。

葛飾区議会議員

# みずま雪絵の 区議会レポート

NO.42 2024/4

いのちと暮らしが最優先!



〒125-0063 葛飾区白鳥 3-26-13 中村荘 101

TEL 03-6662-7623

FAX 03-6662-7617

e-mail info@mizuma-yukie.org

HP http://mizuma-yukie.org

## 第1回定例会報告

### 一般質問を行ないました

#### I 女性支援新法について

女性支援新法(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)は本年4月に施行しました。DV、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻や生活困窮など、多様化・複雑化・複合化する女性を巡る課題に対し、早期に切れ目のない支援を行なうために制定されました。地方公共団体の責務についても規定しました。



**みずま**市区町村は基本計画策定努力義務となっているが、本区における計画策定についての検討状況を伺う。

区ではこれまで葛飾区男女平等推進計画に基づき、あらゆる暴力やハラスメントの防止と被害者の早期発見と安全確保、生活上の困難を解消し誰もが安心・安全に暮らせるよう環境整備に取り組んできた。基礎自治体である区は、最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たし、自立した生活を送れるような寄り添い型の支援を行なっていくべきと考える。東京都や他自治体、関係団体の動きを注視し、必要に応じ計画策定を検討していく。

**みずま**どのような支援が必要と考えているのか。

その女性が抱えている問題とその背景、心身の状況によって、最適な支援を行えるよう、相談、心身の健康の回復のための援助、自立し生活するための援助等、多様な支援を包括的に提供する体制を整備する必要がある。関係機関や民間団体と協力し、早期から切れ目なく支援する体制を整えていくことが不可欠である。



**みずま** 今後、女性相談支援員増やしていくべきと考えるがどうか。

☒ 現在、区では西生活課 3 名、東生活課 2 名配置し、生活困窮や DV 関連等の問題を抱える女性の相談に対応している。必要に応じ人員について検討していく。

### Ⅱ 切れ目なく、安定した住まいの支援と福祉事務所の人権意識向上について

**みずま** 住まいを失った方への一時生活支援事業として区が民間アパート等を借上げ、性差なく必要な方に、緊急的でも切れ目無く対応できる体制が必要と考える。区の考えを伺う。

☒ 住まいを失った方については、特別区共同運営の緊急一時保護、無料低額宿泊所等、その方の状況に応じ、案内している。また、区では母子や単身女性の部屋を区内の母子生活支援施設に確保し、保護が必要な緊急の場合は案内をしている。自立支援センターはこれまで単身男性を対象にしていたが、今後は女性や性的マイノリティの方について、必要に応じた支援や配慮を行なっていく。

◎生活支援施設等へ即日に入れない状況もあるため、柔軟に対応できる場所が必要であると考え、引き続き求めていきます。

**みずま** 福祉事務所では特に従事する職員の差別意識の根絶、人権への理解促進・意識向上が必要と考える。研修等で、より一層の取り組みを求める。

☒ 生活保護は、最低限度の生活を保障するものであり、福祉事務所の職員には、高い人権意識が求められる。東西生活課では、生活保護制度や法令遵守などの研修を実施し、本区や特別区の人権に関する研修を受講し、職員の人権への意識向上に努めている。また、相談や個々の支援内容について、人権への配慮が適切か、また差別的な取扱と疑われる対応はなかったか等、職員相互で確認し、全体として意識向上に努めていく。

### Ⅲ バス交通について

**みずま** バス交通の減便・運休に歯止めをかけ、維持・充実していくために区はどのように取り組んでいくのか。バス運転手の確保・定着について支援する必要があるが、区の考えを伺う。(他 1 問)

☒ バス運転手の確保や定着、更なる利用者増に向けた利便性の向上など、バス交通の維持、充実に資する取組について支援方策を多角的に検討していく。

### Ⅳ 仕切りや突起物がある公共のベンチについて

**みずま** これまで区が設置した座面に仕切りや突起物のあるベンチについては、設置にあたって、どのような検討・議論がされてきたのか。(他 1 問)

☒ 設置に際しては、横になるなどして長時間ベンチを占有してしまい、他の利用者が一時的な休憩に使えなくなることを防ぎ、さらに、座る位置の目安として、より多くの方が利用できるように一定の仕切りが必要と判断し取り付けてきた。また、これらの構造は、高齢者等が立ち上がる際の手すりとしての役割も果たしている。今後、皆様が利用しやすいベンチの設置に努めると共に他自治体の事例や社会情勢を注視しながら、必要に応じて、より良い構造について検討していく。  
◎仕切りがあることで、体格等によって座りづらいものになると思います。公共のベンチは誰にとっても、座りやすいデザインがよいと考えます。引き続き注視していきます。

### 2024 年度 当初予算審査に対して

当初予算審査では、一年毎の任用で雇用されている会計年度任用職員の法定休暇・特別休暇に対する処遇改善、再度の任用での経験加算(昇給)を求めました。現状、昇給なく退職金もなく、労働契約法も適用とならないため、無期転換ルールもなく不安定な雇用に押し込める制度となっています。会計年度任用職員の処遇改善と正規雇用の積極的な登用をすすめることも同時に求めました。また、以下のことについて要望や見直しを求めました。

- ★リリオ亀有リノベーションプロジェクト事業の見直しと事業効果の検証
- ★マイナカード・健康保険証の一本化方針について、撤回を求めること。
- ★正規雇用転換促進奨励金の周知と合わせ、東京都の正規雇用等転換安定化支援助成金の周知
- ★給付型奨学金の創設
- ★屋内温水プール建設経費について、維持管理費等を含めた費用比較、学校プール廃止についての見直し
- ★女性支援新法の関連する区の事業・審議会・各部課との連携 など

区事業の見直しすべきものがあると考え、議案に対しては反対しましたが、賛成多数で可決しました。

	自 民	公 明	区 民	共 産	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属	無 所 属	み ず ま	無 所 属
2024年度葛飾区一般会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○